

国際基準としての金融所得一体課税

金融所得税制研究会 座長 中央大学法科大学院教授 森 信一郎

税制は、経済のファンダメンタルズの1つである。そこで、わが国金融市场の国際競争力を強化するためには、金融に関する税制を、国際的な税制の流れに沿ったものにすることが必要となる。先進諸国の金融所得に対する税制は、1990年代の北欧諸国に始まり、オランダ、ドイツ、フランス、英国等の欧洲諸国に取り入れられ、米国ブッシュ税制改革でも議論されている「二元的所得税」に向かいつつある。OECDやIMFによると、今後、先進諸国の所得税制は、「包括的所得税から二元的所得税とフラット・タックス（付加価値税の一種）に向かう」としており、金融の国際化、金融技術の発達のもとで、これから先進諸国の税制を考えていくにあたって、最も参考にすべき考え方が、二元的所得税（図表1）である。具体的な内容は、以下の通りである。

「二元的所得税」が国際基準

まず、個人の所得を給与や賃金等の「勤労所得」と、利子配当や株式譲渡益、不動産所得、土地譲渡益等の「資本所得」の2つに分ける「勤

労所得」については、所得再分配の見地から累進税率を課す一方で、「資本所得」は、効率的な税制の見地から、分離して単一の税率（比例税率）を課すという税制である。この税制の本質は、資本所得を勤労所得から分離して、勤労所得よりも「低率」かつ、「比例税率」で、「可能限り源泉で課税する」ことである。

では、北欧諸国はなぜこのような税制を導入したのだろうか。それは、あらゆる所得を積み上げて総合課税するという包括的所得税が、経済の複雑化や金融技術、ファイナンス理論の発達のもとで、機能不全に陥ってしまったことに端を発している。

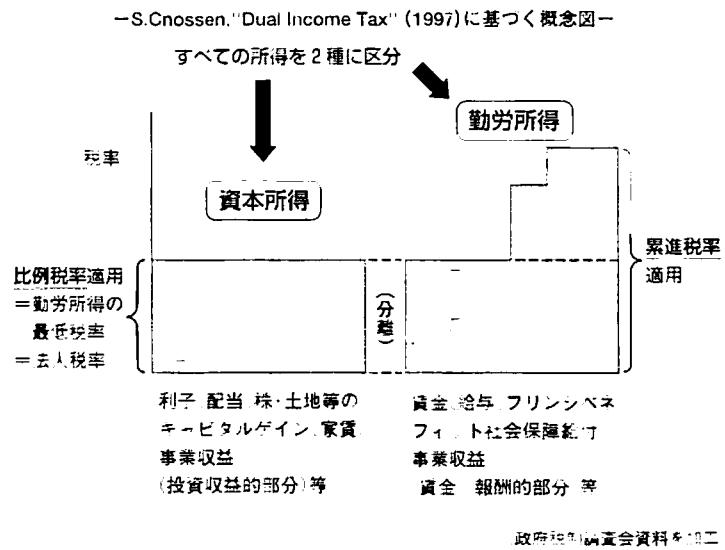
包括的所得税制（総合課税）では資本所得に高率の限界税率が課せられることから、開放経済のもとでは、資本逃避が生じることになる。グローバルな資本移動のもとで、「足の速い」資本所得に相対的な高税率を課すと、税原もろとも他国へ移動してしまう。資本所得に適切な課税ができなければ、可動性の低い労働、消費、土地といった課税ベースにしづ寄せが来て、経済に大きな悪影響を及ぼす

そこで、資本所得に対する公平にこだわる勤労所得とは異なる、効率という哲学で税制を構築することが課題になったのである。また、包括的所得税のもとでは、配当が二重課税されるので、資本に対する効率が低下するといった問題や、損金算入される利子と損金算入されない配当との課税上のアンバランスからくる間接金融の直接金融に対する(課税上の)有利性が、過大な借入金につながるという問題が生じてきた。さらには、利子控除と減価償却を組み合わせた租税回避商品が蔓延したことでも問題視されてきた。そこで、そのような包括的所得税の持つ問題点を緩和する税制として、二元的所得税が唱えられるようになったのである。

わが国の「金融所得税制一体化」議論

わが国においても、多かれ少なかれ包括的所得税の問題点は認識されており、利子は源泉分離課税、配当や株式譲渡益も部分的にではあるが分離課税が導入されている。これを

图表1 二元的所得税



さらに進め、金融商品や金融所得ごとに異なる課税方式を均一化し、分離して同一の税率水準にする)、投資家のリスクテイク能力を高めるため金融所得間の損益通算、損失の繰り越しを認めることには、大きなメリットがある。そこで、この課題は、「金融所得税制の一体化」という掛け声のもとで進められることになった。一体化することで、投資家にとって、わかりやすい税制を適用することが可能になり、投資家のコンプライアンスコストを低下させるメリットがある。また、課税上の取り扱いが統一されることで、発達した金融技術を駆使した租税回避・租税アービトラージも防止できる。

こうした意義もさることながら、金融所得税制の一体化は、資本に対する効率的な税制を構築するという点に最大の主眼がある。グローバルで進む税制改革は、現行の包括的所得税が経済成長に様々な非効率性をもたらしていることから、資本に対する課税を見直し、効率的な税制を構築することを重視しており、

ここに世界的な税制の流れとしての本質がある。

このように、「貯蓄から投資へ」という政策目標のもとで進められてきた金融所得税制の一体化は、金融商品取引法の施行や持ち株会社のものでの銀行・証券等の相互乗り入れの進展により、いよいよ喫緊の課題となってきた。

ここ数年、上場株式等の譲渡益、配当、公募株式投信の本則税率の20%への統一、上場株式等の譲渡損失繰越控除制度の

に異な
て同一
イク能
力、損失
メリッ
得税制
られる
家にと
とが可
コスト
税上の
た金融
ラージ

融所得
な税制
る。グ
括的所
たらし
見直し、
ており、
流れと

ら投資
とで進
課税の
法の施
での銀
れの進
の課題

の譲渡
の本則
場株式
制度の

創設、株式譲渡損益と公募株式投信の解約・償還損益との通算、上場株式等の譲渡益について特定口座制度の導入等が行われており、順調に進むかに思われた。ところが、低迷する株式相場への配慮もあって、上場株式譲渡益と配当については、08年(年度)まで税率を10%に軽減する特別措置が時限的に導入されたことから、議論は錯綜し始めた。一体化のために税率をそろえる必要があることから、優遇税率の延長と一体化の進展のどちらを優先するか、という問題が生じ、この点が08年度改正の最大の課題となったのである。

新たな提言と自民党税制調査会の決定

このような状況の中、金融所得税制研究会は、銀行(全国銀行協会)と証券(日本証券業協会)の両業界から個人的資格での参加を求め、租税法学者、弁護士、実務関係者、シンクタンク研究者、経済界(日本経団連)のメンバーで1年間の議論を経て07年11月、「金融所得一体課税」と題する以下の提言を行った。

(内容はジャパン・タックス・インスティテュートのホームページwww.japantax.jp/で入手できる)

- (1) 金融所得一元化の具体的な内容として、配当を本則分離課税に変更し、金融所得の税率を本則の20%にそろえるとともに、損益通算範囲を拡大すること。つまり、配当・株式譲渡益に対する優遇税率の延長より、20%の本則税率のもとでの金融所得の一体化を優先すること。
- (2) 配当の税率については、二重課税の調整という観点から、課税所得を半分にするという方法で実質的に税負担の軽減を図ること。

森信 茂樹(もりのぶ しげき)

1950.1.5生 広島県出身。
法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、プリンストン大学で教鞭をとり、財務省財務総合研究所長を経て、中央大学法科大学院教授。税制シンクタンク、ジャパン・タックス・インスティテュート所長。著書「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会)等



(3) 一体化を進めていくにあたっては、証券会社や銀行に開設された口座を通じて売買された株式・株式投信の譲渡益について、源泉徴収で納税が完了する(申告不要)仕組みである特定口座制度を広く活用しながら進めていくこと。

金融機関が記録した取得価格と譲渡価格から実譲渡益を計算し源泉徴収を可能とするこの制度は、納税者・徴税側双方における簡素性と正確性において、極めて優れた制度である。また、特定口座の活用を拡大して一体化を進める限りでは、番号制度の導入は必ずしも必要がない。

(4) 09年1月の株券ペーパレス化、配当一元化システムの準備期間を念頭に置くと、07年末の税制大綱で決定をする必要があること。つまり、09年までは株券電子化のために金融機関に係るシステムの開発リソースが割かれており、新たな開発に充てる人員は確保できず、他方、新たなシステム開発には2年程度の期間がかかると見込まれるので、08年度税制改正で制度の詳細を決め、2010年1月から稼働するというのが最短の実現時期となる。

(5) 将来的には、この制度に個人が自助努力で老後の資産形成を行うことを支援す

る税制(例えば、運用益非課税制度)を導入することにより、小さな政府、豊かな老後をもたらすことになるという発想も重要なである

このような状況の中で07年12月13日、自民党税制調査会で以下の内容が決定された。

上場株式等の配当および譲渡益にかかる税率については、2009年1月1日から2010年12月末日までの2年間は、500万円以下譲渡益および100万円以下の配当について軽減税率10%を適用する。2011年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)とする。

2009年1月1日より、上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の仕組みを導入する。また、特定口座を通じて損益通算を行う方法については、証券会社のシステム開発等の準備が整った段階から適用可能とする。

図表2 ドイツの税制改革

第1段階	財政再建のための付加価値税(VAT)引き上げ(2007) VAT16%から19%へ、1%分は失業保険料の引き下げへ充当。あわせて所得税最高税率を引き上げ(42%から45%)
第2段階	国際競争力確保のための法人税改革(2008) 法人実効税率を39%から30%へ 法人税は25%から15%へ
第3段階	二元的所得税・金融所得一元課税(2009) 利子・配当・キャピタルゲイン25%の源泉分離課税

課題は「制度改革のスピード感」

では、今後一体化は具体的にどのように進めていくべきなのでしょうか。

最も重要なことは、利子も含めた一体化という最終ゴールに向けての具体的スケジュールの合意である。道筋を明確にすることは、取引の安定化に資するだけでなく、業界にシステム設計の準備期間を与えることになる。

次に、いくら優れた税理論でも、技術的に課税できないような税制、あるいはシステムに大きな負荷のかかる税制は望ましくない。特定口座のシステムはすでに相当複雑であるが、今後配当を特定口座に加えるためには、少なくとも、「特定口座に振り込まれる配当」については発行会社における源泉徴収を行わない仕組みを検討しなくてはならない。

こういった課題がある中で、例えば、損益通算の制限等が行われると、システムに大きな負荷がかかるので、この点に十分留意しつつ進めていくことが必要ではないだろうか。金融機関の協力なくしては特定口座を活用した申告不要の仕組みは実現できないのである。このことは、源泉徴収制度や資料情報制度等適正な執行と納税者利便の向上を図るために納税環境の整備と表裏一体のことでもあるので、金融機関としても、必要に応じて適正な課税に協力すべきことはいうまでもない。

特定口座というのは、わが国が世界に先駆けて導入した優れた制度であったが、ドイツがこれを手本とした税制を09年から導入することにより先を越されてしまった(図表2)。わが国に最も欠けていることは、制度改革のスピード感であろう。